都市再生特別措置法に基づく届出について

〇平成30年3月に「小浜市立地適正化計画」を策定しました。

⇩

〇これに伴い、特定区域（居住誘導区域外、都市機能誘導区域外）での【開発行為】【建築等行為】に対し、届出が必要になります。

居住誘導区域

都市機能誘導区域

2-1. 届出の対象となる行為について

※居住誘導区域外で以下の行為を行う場合

【開発行為】　※　届出　様式　1　（変更の場合　様式　3）

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② 1戸または2戸の住宅の建築目的の行為で、その規模が1,000㎥以上のもの

③ 寄宿舎や有料老人ホーム等の条例で定めたものの建築目的で行う開発行為

2 -2. 届出の対象となる行為について

※居住誘導区域外で以下の行為を行う場合

【建築等行為】　　※　届出　様式　2　（変更の場合　様式　3）

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

②寄宿舎や有料老人ホーム等の条例で定めたものを新築しようとする場合

③ 建築物を改築・用途を変更し①、②とする場合

３．届出の対象となる行為について

※都市機能誘導区域外で以下の施設のための開発行為または建築等行為を行う場合

都市機能	誘導施設
行政機能	小浜市役所 健康管理センター
介護福祉機能	総合福祉センター 地域包括支援センター等
子育て機能	子育て支援センター 子育て世代包括支援センター等
商業機能	店舗面積1,000㎡以上の 食品スーパー等
医療機能	病院等
文化機能	文化ホール、中央図書館 市民会館、美術館、博物館等

※　制度の主旨より、左記誘導施設を建設する場合、立地箇所選定時に事前の協議を希望します。

※　届出　様式　4（開発行為）　様式　5（建築行為）　様式　6　（変更）

４．手続きの流れ

事業者

【届出】※　**工事着工30日前**

↓

都市整備課

【区域、規模等の確認】

↓

【開発・建築の手続き】

→

【工事着工】

↓

【完了】